

令和8年5月

お客さま各位

茨城県信用組合

タブレット端末を活用した「電子サイン」導入のお知らせ

平素は、茨城県信用組合をご利用いただき、誠にありがとうございます。

この度、当組合では、渉外担当者がお客さまから現金や通帳・証書等をお預かりする際に交付していた「受領証」や「預り証」（以下、「受領証等」といいます。）の発行に替えて、下記のとおりタブレット端末を活用した「電子サイン」による受領確認へ変更させていただくことになりましたので、お知らせいたします。

「電子サイン」の導入により「受領証等」のペーパーレス化を図るとともに、より厳格なお預かり物件の授受管理を行ってまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

1. お客さまから現金・通帳・証書等をお預かりする際の手続きについて

- ① 当組合の渉外担当者が訪問先等で、現金、通帳、証書等をお預かりする際は、タブレット端末の画面上で、お取引内容をご確認のうえ、「電子サイン」でご署名をいただきます。
- ② 定期積金の現金掛込の際は、定期積金証書に集金印を押印しますので、「電子サイン」のご署名はございません。回次と掛込月をご確認ください。

2. お客さまへ現金・通帳・証書等をお届けする際の手続きについて

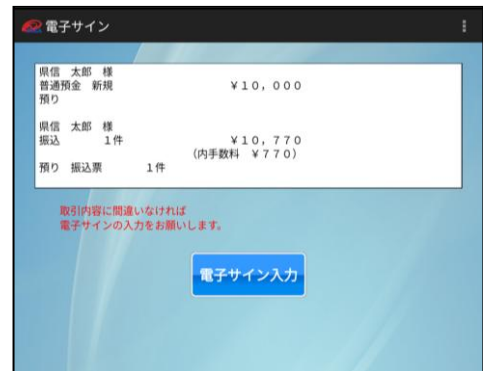
- ① 当組合の渉外担当者がお客さまへ通帳・証書等をお届けした際は、授受を明確にするため「電子サイン」でご署名をいただきます。
- ② 現金お届けの際は、必ずその場で現金在高をご確認のうえ、「電子サイン」ではなく、紙の「現金受領書」の預金者名欄に受領のご署名、およびお届け印による押印をお願いいたします。

3. 取扱開始日

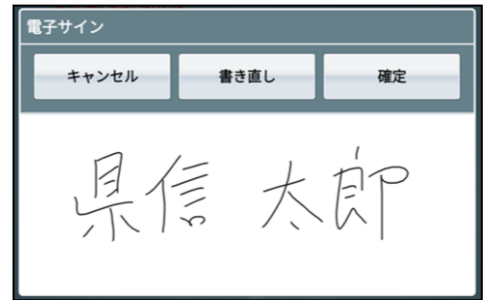
令和8年5月19日（火）

【電子サイン（お預かり時）のご利用イメージ】

- ① 渉外担当者がお取引の内容を入力後、お客さまに入力内容をご確認いただけます。



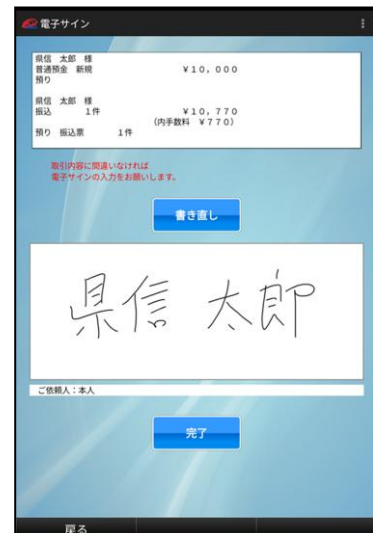
- ② お客さまの確認後、「電子サイン」によるご署名をいただきます。



- ③ お客さまに、「ご依頼人選択」から該当項目（本人・家族・代表者等）をご選択いただきます。



- ④ 「完了」ボタンをタップ後、取引が完了します。今後、お預かりしたお客さまの物件は、返却期日等についてシステム上で管理させていただきます。



なお、ご返却時も同様に、返却物件のご確認後、お客さまより「電子サイン」によるご署名をいただきます。

以上